

■ 小学校と逗子市教育委員会のいじめへの対応に対する問題点、改善点について

令和4年3月11日 保護者 ■

教育委員会 対応

(1) 調査方針の説明がなく、調査着手まで時間が掛かり過ぎている

令和2年11月24日に要望書を提出後、12月3、4日に転校予定の学校見学は早々に行われたが、今後のスケジュール、転校時期、調査内容、調査範囲等の説明がなく、先だって学校見学だけが行われることに困惑した。

12月4日、■ 小学校を見学後、今後の調査予定、調査内容等を報告していただけるよう ■ 様に要望し、迅速に対応するとの返答をいただいた。

令和3年1月19日 調査に関する連絡が何らなく学校教育課へ出向き進捗状況を確認したが、明確な返答が無く調査を開始しているのかどうかも分からぬ。

自発的、主体的に詳細な調査をすべきである教育委員会にたいし、私どもからガイドラインに基づいた調査方針の提示を要求し、1月29日に調査方針の提示を受けた。

時間がたてば関係者の記憶が曖昧になり、調査よって有用な情報を得ることが困難になるのは分かり切ったことで、調査方針の提示までですら2カ月近くの時間を要し放置したことは、事実関係を明確にする調査をするうえで無駄な時間であり、これほどの時間を要した原因を検証すべきである。

教育委員会が行った、初動段階からいじめ被害者を放置した行為は決して許される行為ではなく、今後の調査において信頼関係を無くし不信感しか抱けなくなってしまった。

(2) 加害保護者へガイドラインに基づいた、調査方針の説明も行っていない

学校に限らず、教育委員会へも幾度となく、■ さんの当該事案に関する保護者としての意見を要求してきた。

■ 様宛2月23日付文書でも、■ さんに調査方針の説明を行い、調査に関する意見を聴き取っていただくことを、要望し了承を得た。

3月26日の調査報告で3月3日になり ■ さんがいじめていた事実を、初めて ■ 教諭から聞いたことが分かった。

加害児童保護者がいじめていた事実を知らない間に行われたいじめ調査であり、事実関係を明確にする調査とはかけ離れた調査が行われていたと考える。

長期に渡り私どもの要望を無視し、■さんへ調査方針の説明すら行わず調査を行ったことは許しがたい行為であり、どのような原因があるのか検証すべきである。

(3) 学校側だけの聴取しかせず、申告した事案だけしか調査をしていない

各いじめ事案が「いじめ」に該当するかを判断するためには、被害児童自身からの聴取が必須であると考えるが、どのような理由で聴取を行わなかったのか。

いじめ被害児童をはじめ、加害児童等にたいしても、専門職による聴取が行われず、学校側だけの聴取しかせずに作成された調査報告は、信ぴょう性に疑問を持たざるを得ない。

■様宛2月24日付文書で、9月4日事案、11月2日事案に付いて、私どもとの認識の相違点を指摘した。

範囲を広げて聞き取りをするとの返答であったが、特に9月4日事案、相違点の事実確認についてはお母さんに報告してくれた、■さん姉妹にすら聴取を行わなかったのはどのような理由があるのか。

全クラスメート保護者に教育委員会が調査を行っていることを報告していたのであれば、クラスメート、保護者等、広い範囲で聞き取り調査を行えたはずである。

被害児童にも適切な聴取が行われていれば、報告されていないいじめ行為の確認が出来たのではないか。

3月31日の保護者会のなかで、報告されていない暴力事案の具体的な証言があった。

当該加害児童からいじめを受け、嫌な思いをしている児童が他にも4名いることを確認した。私どもから申告したいじめ事案だけを調査対象とし、調査過程においていじめ重大事態と結びつく可能性がある事案を学校、及び教育委員会が少しでも認知していたのであれば、不十分な調査であり、無責任な調査であると言わざるを得ない。

学校側だけの聴取しかせず、加害児童、被害児童、関係保護者等にたいし、専門職による聞き取り調査をせずに調査報告を行ったうえ、申告したいじめ事案だけに限定した調査は、事実関係を明確化する調査目的において適切であったのか。

検証すべきである。

(4) 隠蔽体質を疑わせる交渉、利害当事者が事務局であることは中立性・公平性に疑問

令和3年8月26日に学校教育課 ■様より電話がありプレリリースの際、なぜこの時期に「いじめ防止基本方針」を制定するのか、記者からの質問が有った場合、これまで県教委から促されていたことを、理由にしても良いかとの質問があった。

教育民生常任委員会では、議員からの質問のなかで、今回の提案は「いじめ重大事態」の被害児童保護者からの要望があり、策定に至ったと一転した答弁をしている。この交渉は隠蔽体質を疑わせ、今後の調査において不信感しかなくなった。

また、当初からの疑問であるが、教育委員会が行った調査結果が出ていて、調査結果の内容が不十分であると申し立てを行ったが、事務局が利害当事者でもある教育委員会・学校教育課であることには、中立性・公平性の観点からは疑問であり、事務局が別の再調査委員会が調査主体であるべきと考える。

(5) いじめ調査委員の欠員、被害者に寄り添った進捗状況の事前連絡がない

10月1日に「逗子市いじめ基本方針」が制定後、再調査について進捗状況の連絡が何らなく、11月11日進捗状況確認のため■様へ架電した。

弁護士資格を持つ調査委員の人選が出来ず、「委員会の開催が、何時になるか分からぬ」との返答であった。

弁護士報酬での折り合いがつかないのが原因とのことであるが、6月から交渉を重ね11月になつても見通しが立てられないほど、報酬面での差額があるのであれば、報酬額の見直しが必要であり、見通しが立てられない交渉を延々と続け「委員会開催の見通しがつかず、何時開催できるか分からぬ」との返答は余りにも無責任ではないか。

調査着手の遅れは、いじめ被害書に苦痛を長引かせることを理解すべきである。

このようなことを予見できず、調査委員4名での開催となつたこと、ここでも重ねて無駄な時間を使つたことは、教育委員会にたいし苦言を呈する。

中立性・公平性に配慮し、最低でも委員5名での開催が望ましいと思えるが、今後、同種のいじめ問題が発生した際も弁護士不在での対応となるのか。

また、令和3年5月9日に面談を行つた際に約束した事項として、条例2条第2号の規定により、調査委員会に諮詢し審議していただいている旨のメール連絡を事後報告として令和4年1月12日にいただいた。

私どもは5月9日時点で、将来「逗子市いじめ防止基本方針」が制定されることはもちろんのこと、逗子市いじめ調査委員会による調査が行われることも知り得ない。

第三者機関が行う調査の中で、教育委員会が認識している半年前の約束事項がどの範囲なのか、いじめ調査委員会が行う調査がどのような内容なのか、事前にいじめ被害者との間で調査に関する要望等の意思疎通を図つたうえ調査を開始すべきである。

調査に関する詳細な連絡が、半年後の事後報告であつたことは悔やまれる。

(6) 調査報告書について

3月26日、逗子市役所で行われた調査報告時、いじめによる欠席日数の間違い、誤記、日時の無記入等を指摘した。

「これは、仮の報告書なので」との弁明を教育課 [] から受けたが、事前に定められた調査報告日時に、この弁明は真摯に行われた調査でないことを再認識した。

具体的な聴き取り対象が学校側、教職員だけの聴取で調査報告がなされているうえ、関係した教職員それぞれの具体的な対応について調査した形跡がうかがえず、また触れられていない。

最終調査報告書で明確化されていない課題

- ① いじめ重大事態に至ってしまった背景や今後の課題。
- ② 重大事態を発生させてしまった具体的な不適切対応。（校長、担任、[] 教諭）
- ③ 今後、いじめを重大事態化させないための未然防止策の具体化。
- ④ アンケート調査の詳細な内容。
- ⑤ 教育委員会の時系列での動き。

以上、令和3年4月26日付所見で要望した、①～⑤の課題を明確化し、報告されていないいじめ事案については事実確認、調査をしたうえ『[] 小学校 いじめに関する調査報告』を書面として取りまとめ、同種事案の再発防止、今後の未然防止に活用されることを目的に、個人情報保護の観点を踏まえ、広く共有されるべきである。

学校対応

(1) 保護者連絡の問題点

① 令和2年9月4日事案について

担任は7月8日の時点では被害児童に対し■さん、及び■君との関係が悪化していることを認識していることから、先々トラブルが起こり得ることは予見出来たはずである。

当日に被害児童、目撃していた■さん姉妹に聴取を行い、大筋の状況確認は取れている。

学校管理職等も報告を受け、いじめ事案であることは認識していた。

特にいじめ事案においては加害保護者への報告も即時に行うべきと考えるが、当日が金曜日との理由で即時の報告を怠っている。

報告の遅れにより保護者は2日間、加害児童へ事実確認する時間を無駄にした。

9月7日、■さん保護者より電話連絡があり、担任からの状況説明が良く理解出来ないところで、逆にこちらに落ち度が無いか質問された。

担任からの状況説明により、■さんとの間に齟齬が生じているため、改めて■教諭に事実に基づいた状況説明を依頼したが、再度の状況説明を電話連絡で対応している。

後に対面で■さん父親に状況説明を行い、理解を得たとのことであるが、即日の状況報告を怠ったうえ、きちんとした状況説明が出来ていなかったことは、組織的な学校対応に不安を感じ、強い不信感を抱いた。

② 令和2年9月18日下校時、■君から「■から来たコロナ野郎」との暴言を受けた。一緒に下校中の■さんが仲裁に入り、足を蹴られ怪我をした事案があり、担任、及び■教諭が、■宅に状況確認に訪れた。

その際、■教諭に■さん保護者へも状況確認するように促したが、「■さんのことは、知っているからいい」という理由で担任を残し戻られた。

聽取もせずに帰られたが、「知っているからいい」との理由は全く理解出来ず、■小学校の不透明な体質を感じさせる出来事であったと記憶している。

11月17日、■年■組を見学時、同教諭は被害児童保護者が見学に来ていることを、加害児童に耳打ちし落ち着かせていた。

■年■組の実状を確認したいという目的で見学に出向いたが、身内感を感じさせる軽率な行為であり、被害保護者への配慮に欠けた態度であると感じた。

③ 令和2年11月2日事案について

11月5日、これまでにもきちんとした状況説明が行えていない経緯を踏まえ、加害児童保護者へは、校長自身から状況説明を行って欲しいことを訴えた。

校長との会話のなかで「■さんは、担任からの報告しか受け入れないので難しい」との返答があつたが、管理責任を果たさなければならないはずである、校長が発言したことには失望した。

校長からの状況説明を聞き入れないほどの、■さんと■小学校の関係性はどのような状態であったのか。

加害保護者は3月3日まで■さんがいじめていたことが原因で、転学したことを知らなかつたと言明されていることから、校長からの状況説明は行われていない。

どのような理由でこれほどまで、自身からの状況説明を固辞したのは理解に苦しむ。

『加害児童保護者に事実に基づいた状況説明を行い、意見を聞き取って欲しい』これだけの、いじめ被害者の訴えが、教育委員会をはじめ学校管理職、教育相談コーディネーター■教諭からも、無視され放置されたことは決して許される行為ではなく絶望でしかない。

保護者からの訴えを真剣に受け止めず、無視し続けた逗子市教育委員会、■小学校の見識を疑う。

(2) 自発的にいじめ情報を開示しない

転校したことを、クラスメートにどのように伝えたらよいか、担任、及び■教から質問された。

令和3年1月5日、担任より細かい説明はせず、「事情で転校したことをクラスメートに知らせたい」と連絡があった。

1月8日、■教諭から「安心して通えなくなった」という理由で、学級通信を各家庭のポストに入れて報告したいと連絡があった。

1月14日、■教諭から再度連絡があり、こちらの意向を説明した。

クラス内での深刻ないじめの発生という、保護者への有益な情報開示をせず、隠蔽することは容認できず以下を指示した。

- ① クラスメートには各保護者からいじめがあった事実を説明してもらい、それが原因で転校したこと伝えて欲しいこと。
- ② コロナ過で保護者会が開催できないのであれば、学校からいじめがあった事実、いじめにより転校を余儀なくされたことを、各保護者に手紙で知らせて欲しいこと。
- ③ 教育委員会による調査が終わり次第、保護者懇談会を開催し当該いじめ事案の事実に基づいた正確な状況説明、その時々の学校としての対応を報告し、各保護者と情報を共有して欲しいこと。

いじめがあった事実を隠蔽しようとし、転校した理由を明らかにしないよう、学校から促されたことは理解に苦しむ。

(3) 個人情報保護

2月25日、■様より「10月23日に起こったいじめ事案の関係児童保護者へ、教育委員会が調査に入っていることを知らせて良いか」との質問を受けた。

傍観者も数名いるとのことであり、誤解を招きかねないので、2月23日付文書と重複するが、全事案に関与している、■さん保護者へだけ伝えるように指示し了承を得た。

一転して3月26日の調査報告時には、全クラスメート保護者に教育委員会が調査していることを知らせたとの報告を受けた。

教育委員会が調査を行っている旨を、全クラスメート保護者へ報告する目的、日時、内容等の提示を受けていない。

個人情報保護を無視した軽率な行為であり、私どもは10月23日事案における関係児童保護者への報告すら了承していない。

私どもの指示を無視し、私どもの知らない所で、どのような内容を各保護者へ報告、説明したのかは報告を求める。

(4) 保護者懇談会開催の約束事項を無視した

教育委員会から最終調査報告の日時も決まっていないなか3月22日、■様より3月24日に保護者会を開催するとの突然の電話連絡があり、すでに各保護者には3月19日に連絡済のことであった。

どのような名目で各保護者へ連絡したのかも知らない。

当初、校長からの要望は、「逗子市教育委員会の調査報告が終わり、詳細な事実確認が出来たうえで、事実に基づいた説明を保護者会で報告したい」とのことであった。

出来るだけ多くの保護者に、出席してもらいたい意向があれば、開催候補日を何日か提示したうえ、その中で出席者の多い日を開催日として、せめて10日前には各保護者に連絡し、保護者会を開催するのが常識ではないか。

私どもは、2日後の急な開催連絡で参加する事が出来ず、個人情報保護の観点から議事録を取るよう指示した。

すると一転して最終調査報告は3月26日に行い、保護者会は3月31日に変更するとの連絡を■様から受けた。

このような急な予定変更で、保護者会に参加したくても参加出来なかった保護者もいるのではないか。

保護者会開催にあたり、各保護者への連絡した開催の名目、内容、急な日程変更に至った理由、その他連絡した事項、文書等、私どもは保護者会へ参加する意向を伝えてあるが、受け取っていない。

配布した関係文書、メール等については、提示したうえ報告を求める。

自発的に学校への不信感、謝った情報の流布、情報の錯綜などが生じないよう、十分に配慮したうえ、なるべく多くの■年■組保護者へ事実に基づいた説明をするべき学校が、各保護者、及

びいじめ被害者にたいしても、常識的な日程連絡もせず、私どもとの約束事項を無視したうえ、突発的に保護者会の日程を変更し、開催に至るまでの行為は許しがたい行為であり、どのような理由、原因があったのか検証したうえ報告を求める。

(5) 欠席中の学習支援、現状報告に関して

11月5日からいじめにより、学校に行きたくても行けない状況となり、長期の欠席を余儀なくされた。

教育委員会へ転校要望を11月24日に提出までの間ですら、■小学校からはクラス内の様子、■さんの様子、今後の学校としての対策など、積極的な報告が何らなかつたことには失望した。

いじめを受けた被害者としては、いじめ行為に及んだ■さんが、どのような理由で長期に渡るいじめをしたのか。

いじめをしたことについて、現在どのような認識を持っているのかが、今後の逗子市においての学校生活のなかでも、極めて重要な内容であると認識している。

例えば、被害児童は転校して1年以上が経過したが、先月も通学中に■小学校元■年■組のクラスメートから嫌な言葉を浴びせられ、以前通っていた学習教室、転校先の■小学校でも遠回りに聞いた噂話などで誹謗中傷を受けたことがある。

少なからずいじめはまだ続いている現状から、少なくとも■さん、また■小学校の現状、いじめ防止の具体策等、専門職を通じ、段階的に被害児童、保護者に報告する必要がある。

また、欠席期間中、学校からは学習に関する支援が何らなく、保護者としては学習意欲の低下、学習の遅れが気がかりであり学習課題の手立てに困った。

欠席を余儀なくされている児童にたいして、教育的配慮が必要であり学校としてどのような手立て、工夫が出来るのか検討していただくことを期待する。

(6) 組織的対応

11月17日、■年■組の様子を見学に行ったところ、好き勝手に立ち歩く児童、勝手に教室から出て行く児童、教科書も出さず、真後ろを向き雑談する児童、大声で歌を歌う児童、見守りに来ている保護者へ悪態をつく児童、授業を行う状態ではなく、数名の児童だけが担任の話しを聞いている状況で、まさに学級崩壊していた。

数名の保護者が見守りに来られていたが、コロナ禍とはいってこの状態まで放置した、■小学校管理職は猛省すべきであり、もう少し早い段階で保護者の協力を仰ぐ、アンケート調査を行い児童の意見を聞き入れる等の、目に見える行動を起こさなかったことは理解に苦しむ。

11月2日 授業中に■さんから机を蹴り倒されたことが、我慢の限度を超え転校に至る決定打となつたが、学級崩壊しているクラス内ではその行為が重大ないじめ行為であると捉えることができず、保護者、管理職への報告も怠つた担任、それをフォローしなかつた■教諭、管理職はいじめを感知するアンテナの感度が著しく鈍く、本事案においては組織内での報告、連

絡、相談が何一つとして自発的に行われた形跡が感じられない。

結果、誰からもいじめ加害保護者にたいし的確ないじめ事案の説明、報告が行われていなかったのではないか。

当該いじめ事案全てにおいて、[REDACTED] 小学校が組織的に行っていたいじめ対応は納得のいくものではなく、今一度、行った対応を振り返り、学校いじめ防止基本方針に沿った対応が出来ていたのかどうかを検証したうえで、基本方針の見直しが必要であると思われる。